

ご挨拶

一般社団法人民事信託士協会
会長 大貫 正男

平成16年改正信託業法、平成18年改正信託法において「高齢者や障害者の生活を支援する福祉型信託において、(中略)幅広い観点から検討を行うこと」という画期的な附帯決議がなされました。福祉型信託では、高齢者・障害者の財産を守るため、現存している財産を保全し、生活支援や福祉の増進のために有効に使い、さらに次世代へ確実に承継させることが重要になります。

一般社団法人民事信託士協会は、このような福祉型信託を含む民事信託制度の適正な活用の担い手となる専門家を育成することを最大の目的としています。倫理研修を含む研鑽を積んだ民事信託士を認定することにより民事信託制度の適正な発展を図り、社会のため、より多くの皆様のお役に立てるよう努めてまいります。

出版物

- 有効活用事例にみる民事信託の実務指針(2016年6月発行)
- 民事信託実務ハンドブック(2016年7月発行)
- 賃貸アパート・マンションの民事信託実務(2019年7月発行)
- よくわかる民事信託-基礎知識と実務のポイント(2019年12月発行)

一般社団法人民事信託士協会は、市民の権利の擁護と福祉の向上に寄与するため、「民事信託」(主に信託業法の適用を受けない信託)業務の担い手となる民事信託士の資格及び登録に関する事項を定め、民事信託制度の幅広い活用と適正かつ円滑な運用等のための人材確保とこれを担う民事信託士の育成及び指導等による資質の向上に資することを目的とした団体です。

関連団体 一般社団法人民事信託推進センター

民事信託士とは

民事信託に関するプロフェッショナルとして、民事信託士協会の検定に合格し、登録している司法書士・弁護士のことを民事信託士と言います。

当協会では、「民事信託士」とは、“信託業法の適用を受けない民事信託に関して、当事者の依頼により、民事信託に関する相談業務やスキーム構築のほか、受益者保護や信託事務遂行の監督等の業務を行う者としての受益者代理人・信託監督人、信託事務受任者(信託法第28条)を担える者”と定義しており、平成26年8月には名称の登録(商標登録番号第5695875号)をしています。

民事信託士は法令を遵守し、高い倫理感をもって社会に正しい民事信託制度を推進する役割を担っています。

一般社団法人 民事信託士協会

〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目16番13号
ランディック日本橋ビル3階

✉ info@civiltrust.com (事務局)

<http://www.civiltrust.com/shintakushi/>



一般社団法人 民事信託士協会

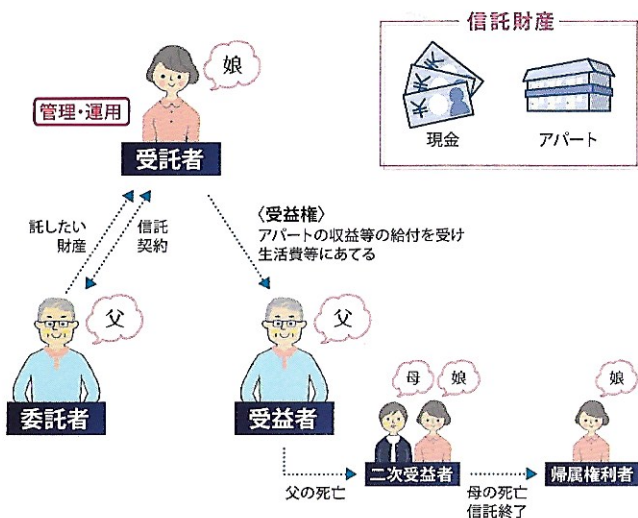
民事信託の適正な活用と
民事信託士の資質の向上のための活動をしています

一般社団法人民事信託士協会

民事信託士のご案内

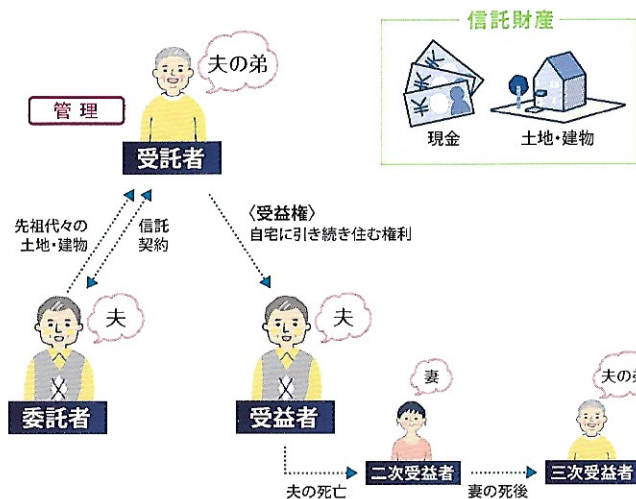
1 高齢である親の 安心のために

高齢になったお父さんが、自分の持っているアパートの管理を娘に任せたい。もし、将来お父さんが亡くなった時には、奥さんがその収入で生活に困らないように手配し、お母さんが亡くなった後は、その手助けをしてくれた娘にこのアパートを引き継いでもらいたい。



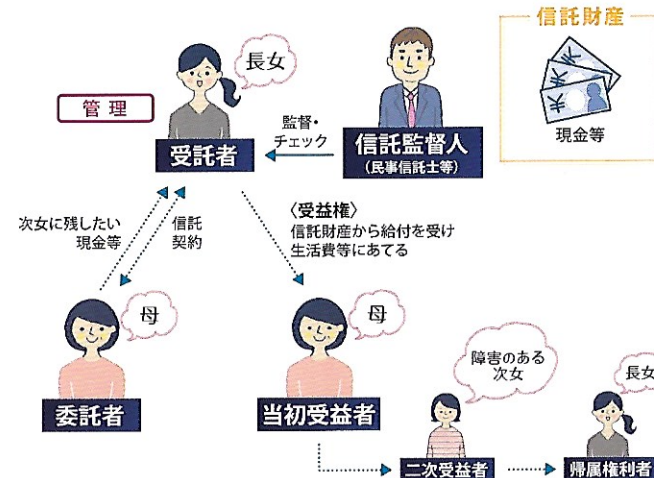
2 子供のいない ご夫婦のために

子供がいない夫婦が、先祖代々引き継いだ土地建物を、子どもがいる夫の弟に引き継ぎ、この先も守り続けて欲しい。ただ、夫婦が活着ている間はこの土地建物に夫婦で心配することなく住み続けたい。もし妻より先に夫が亡くなると、交流のない妻の兄弟へ承継が起きてしまい、先祖の思いと違って考えると考えるので、みんなが納得できる解決を図りたい。



3 障害のあるお子さんの 将来のために

シングルマザーの母も高齢となり、母にもしものことがあった時、生まれながらに障害があり、財産の管理ができない次女のことを心配。次女の生活支援のため、自分の死後は、その財産管理を信頼できる長女に任せようと思うが、長女自身の財産とはしっかり分けておきたい。またトラブルが起きることがないように、信託監督人として専門家にチェックをお願いして、家族が安心して生活できるよう準備しておきたい。



用語説明

【民事信託】

家族のための信託に代表される、信託業法の適用のない信託で、営利を目的としない財産の管理や処分の方法の一つ

【委託者】

信託契約以前の財産の所有者で、その財産を受託者に信託する者

【受託者】

信託された財産を管理・運用・処分する者

【受益者】

信託された財産によって利益を受ける者

【信託財産】

現金や不動産、株式等の名義を変えられることができる資産で委託者から信託された財産

【信託監督人】

受託者が信託の目的に従って受益者のために手続きをすることを監督する者

【受益者代理人】

受益者に代わって、受託者から受益権を受けられるように手伝える者

【帰属権利者】

信託契約が終了した時に残った財産を受け取る人

【信託契約】

委託者と受託者との間で、信託の目的や託す内容を取り決めた契約

【受益権】

信託財産となった不動産などの利用や金銭の給付など